

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和 5 年 1 2 月 2 5 日付けの一時保護決定通知書により請求人に対して行った〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生。以下「本児」という。）に係る法 3 3 条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

家出の原因を作ったのは請求人であり、決して本人が衝動的且つ何か確信犯的に非行的な行動で家を出たわけではない。本件処分が、警察署からの身柄通告に基づき、決定されたものであることは理解しているが、突然家庭監護の下から引き離されたことによる本児の精神的、心理的ダメージは非常に大きい。緊急かつ一方的な一時保護の決定が本児に与える影響について十分に考慮されていないと感じる。

児童の健全な育成を図るためには、本児の精神的、心理的ケアについて家族の存在が極めて重要であり、本件処分により、家族との交流が制限され、本児の心理的負担が増加している現状を鑑みると、当初の判断、長期にわたる継続的保護に疑問を抱かざるを得ない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 9 月 3 日	諮問
令和 6 年 1 1 月 1 8 日	審議（第 9 4 回第 3 部会）
令和 6 年 1 2 月 1 8 日	審議（第 9 5 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 要保護児童に係る通告・措置

法 2 5 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法 2 6 条 1 項は、児童相談所長は、法 2 5 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めたときは、法 2 6 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として、法 2 7 条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法 2 7 条 1 項は、都道府県は、法 2 6 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 2 7 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないと規定している。

(2) 一時保護

ア 法 3 3 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 2 6 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法 3 3 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 2 7 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に

確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。）Ⅱ・2・(2)・アでは、緊急保護を行う必要がある場合として、「棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合」等を挙げ、同・イでは、アセスメントのための一時保護の在り方として、アセスメントのための一時保護は、「適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う」としている。

ウ そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号94頁参照）。

エ なお、東京都知事は、法27条1項、28条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、本児は令和5年5月に家出をして一時保護され、家庭復帰した後、6か月後の同年12月に再び家出をして警察に保護され、処分庁は警察の身柄通告を受けたことが認められる。

また、児童相談所長は、必要があるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行うことができるとされており（1・(2)・ア）、この「必要があるとき」の判断は児童相談

所長の合理的な裁量に委ねられていると解される（同・ウ）。

そうすると、家出を繰り返す本児の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は本児の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要があるとして本児の一時保護を行った処分庁の判断に不合理な点はなく、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分は、本児に与える影響について十分に考慮されていない旨主張する。

しかし、処分庁が、一時保護の必要性を認め、本件処分を行ったことは上記2のとおりであり、本児の福祉に関する処分庁の判断に裁量の逸脱又は濫用があったということはできない。

よって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子